版補足第２改訂版6.」に、「協定規則第123号改訂版補足改訂版9. 2.」を「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版9. 2.」に、「協定規則第123号改訂版補足改訂版5. 3.（5. 3. 1. 及び5. 3. 2. を除く。）及び5. 8.」を「協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則5. 3.（5. 3. 1. 及び5. 3. 2. を除く。）及び5. 8. に限る。）に定める基準」に、「協定規則第123号改訂版補足改訂版5. 3. 1. 1.」を「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版5. 3. 1. 1.」に改め、同条第九項及び第十項中「協定規則第48号第５改訂版5. 及び6.（6. 19. を除く。）の技術的な要件」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第５改訂版の規則5. 及び6.（6. 19. を除く。）に限る。）」に改め、同条第十一項中「協定規則第123号改訂版補足改訂版6. 2. 及び7.」を「協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則6. 2. 及び7. に限る。）に定める基準」に、「協定規則第123号改訂版補足改訂版6. 4. 6.」を「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版6. 4. 6.」に改める。

第四十一条第一項中「協定規則第19号第４改訂版補足改訂版5.、6.、7. 及び8. の技術的な要件」を「協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則5.、6.、7. 及び8. に限る。）」に、「協定規則第19号第４改訂版補足改訂版6.」を「協定規則第19号第４改訂版補足第２改訂版6.」に、「協定規則第19号第４改訂版補足改訂版10. 3. 5.」を「協定規則第19号第４改訂版補足第２改訂版10. 3. 5.」に、「協定規則第19号第４改訂版補足改訂版5. 6.(b)及び5. 7.（5. 7. 2. 及び5. 7. 3. を除く。）」を「協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則5. 6.(b)及び5. 7.（5. 7. 2. 及び5. 7. 3. を除く。）に限る。）に定める基準」に、「協定規則第19号第４改訂版補足改訂版5. 5.(a)」を「協定規則第19号第４改訂版補足第２改訂版5. 5.(a)」に改め、同条第十一項及び第十二項中「協定規則第48号第５改訂版5. 及び6.（6. 19. を除く。）の技術的な要件」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第５改訂版の規則5. 及び6.（6. 19. を除く。）に限る。）」に改める。

第九十九条第一項中「協定規則第10号第４改訂版9. 3. の技術的な要件」を「協定規則第10号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足改訂版の9. 3. に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条第十一項中「協定規則第10号第４改訂版9. 3.」を「協定規則第10号」に改め、同条第十二項第十一号中「協定規則第100号改訂版」を「協定規則第100号改訂版補足改訂版」に改め、同条第四項第五号中「協定規則第94号第２改訂版の規則」を「協定規則第94号第２改訂版補足改訂版」に改める。

第百十一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、指定自動車等に備えられている突入防止装置若しくはこれに準ずる性能を有する突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置若しくはそれより後方に備えられた突入防止装置、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又は国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

第百十一条第一項中第十一号から第五号を削り、同項第一号中「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるものに備える突入防止装置は、協定規則第58号第２改訂版7. の技術的な要件」を「前号に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置は、協定規則第58号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則7.（に限る。）」に改め、「ものである」を削り、「協定規則第58号第２改訂版25. の技術的な要件」を「協定規則第58号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則25. に限る。）」に、「協定規則第58号第２改訂版25. 6.」を「同規則第２改訂版補足改訂版25. 6.」に改め、同号後段及びイからハまでを削り、同号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が3.5ｔ以下のものに限る。）に備える突入防止装置は、協定規則第58号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則2. に限る。）に定める基準に適合すること。

第百十一条第十一項中第十一号を削り、同項第一号中「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるものに備える突入防止装置」を「前号に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置」に改め、同号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が3.5ｔ以下のものに限る。）に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、除雪に使用される自動車に備える突入防止装置であって、その自動車の構造上取り付けることができないものにあっては、次に掲げる基準を可能な限り満たすように突入防止装置を取り付ければよいものとする。

イ　突入防止装置は、構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100㎜までの間にあること。ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超えることができる。

ロ　構造部の平面部に隙間がある場合においては、その隙間の長さの合計が200㎜を超えないこと。

ハ　突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上550㎜以下となるように取り付けられていること。

ニ　突入防止装置は、その平面部と空車状態において当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第１項第８号に規定する移動式クレーンに備える突入防止装置にあっては、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上2,000㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下となるように取り付けられていればよい。

ホ　突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

第百十六条第一項第十一号イ及びロ中「とは」の下に「、運行中に使用する座席であって」を加え、「座席中心線」を「座席中心面」に改め、同号ハ中「上記イ及びロ以外のもの」を「運行中に使用する座席であって、車両中心線に直交する鉛直面と座席中心面との角度が左右10度以内となるよう車両の側方に向いているもの」に改め、同項第四号中「10人以上の自動車」を「10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両」に、「は除く」を「を除く」に、「前向き又は後向きに設けられたものであること」を「横向きに設けられたものでないこと。ただし、乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量10トンを超えるものに横向きに備えられた座席であって、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の２第１項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものにあっては、この限りでない」に改め、同条第七項中「次のとおりとする」を「次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ　二輪自動車 ロ　側車付二輪自動車 ハ　最高速度20㎞／ｈ未満の自動車 ニ　第８号に掲げる自動車	第１項第３号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5. 及び6.（5. 1.、5. 3. から5. 8. まで、5. 11. から5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び6. 5. から6. 6. 3. までの規定を除く。）に限る。）に定める基準
二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５トン以下のもの（次号、第６号及び第８号に掲げるものを除く。）	前向き座席（運転者席に限る。）	協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5. 3. に限る。）に定める基準
	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一　協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足改訂版の規則5. 2. 及び6.（6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び6. 5. から6. 6. 3. までの規定を除く。）に限る。）に定める基準